

美瑛川地区かわまちづくりワーキンググループ設置要領

(目的)

第1条 本ワーキンググループ（以下「WG」と言う。）は、美瑛川の河川空間をサイクリングロードとして活用するため、必要な整備内容、地域との連携方法等について各分野の有識者からご意見を頂き、より効果的な整備を推進するため設置する。

(検討範囲)

第2条 検討範囲は次に掲げる事項とする。

- (1) 美瑛川地区かわまちづくり実施範囲は白金温泉までの砂防区域を含むが、今回のWG検討範囲は美沢橋上流付近～美聖橋上流約1.4kmの区域までとする。
- (2) 検討範囲については必要に応じて追加を行うことができることとする。

(検討事項)

第3条 検討事項は下記に記す項目とする。

- (1) サイクリングコースとして必要な整備内容
- (2) 地域との連携方法
- (3) PR方法
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第4条 WGメンバーについては下記に記す

- (1) 事務局により推薦されたメンバーにより構成する。(メンバーは別紙に定める。)
- (2) 任期は1年以内とする。ただし、再任は妨げない。

(運営)

第5条 WGについては、座長は置かず事務局の進行のもと、各委員から自由意見をいただく方式とする。また、WGとしてのとりまとめは行わずに、各意見を事務局案に反映させる方式とする。

(事務局)

第6条 WGの事務局は、旭川開発建設部治水課、美瑛町政策調整課に置く。

2 事務局は、WG運営に必要な事務を行う。

(検討内容の公表等)

第7条 WGのとりまとめ結果については、各委員の確認を得たうえで事務局においてHP等により公開する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、WGの運営に必要な事項は、WGに諮って定める。

附則

この要領は、平成27年11月6日から施行する。

別紙

【ワーキングメンバー】(敬称略)

氏名	所属
尾形明男	美瑛町サイクリングクラブ会長
太田雅己	ペンション トムテ ルム代表
船城一泰	カフェ ムスタッシュ・ボス代表
岩佐高子	一般社団法人 美瑛町観光協会
みやけりかこ	ライター・エディター、さっぽろ自転車ガール
塚田聡仁	美瑛町副町長
仙石雅之	北海道開発局 旭川開発建設部 旭川河川事務所長

平成29年4月1日より旭川河川事務所長が柿沼所長から仙石所長に変更となりました。